

平成 29 年 6 月 21 日

公益財団法人 金融情報システムセンター (FISC)

「金融機関における FinTech に関する有識者検討会」報告書の公表について

当センターで開催しておりました「金融機関における FinTech に関する有識者検討会」の報告書を公表いたします。

「有識者検討会」とは、わが国金融機関の情報システムの安全対策推進に資することを目的に、当センター理事長の諮問機関として設置し、学識経験者及び各業界団体並びに各金融機関の代表等で構成される検討会です。検討の成果を報告書として公表するとともに、最終的には当センター発刊の「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（以下「安対基準」という）等各種ガイドラインにその内容を反映し、金融機関をはじめとして金融情報システムに携わられている多くの皆様にご利用いただいております。

これまでに、「サイバー攻撃対応」「クラウド利用」「外部委託」をテーマに開催してきましたが、これらに続いて、昨年 10 月から、近年、金融機関、業界団体及び監督当局等において取り組みが急速に活発化している「FinTech」をテーマに取り上げました。計 6 回にわたる検討会（座長は岩原紳作早稲田大学 大学院法務研究科 教授）での議論を経て、報告書を取りまとめ、今般、当センターホームページ (<https://www.fisc.or.jp>) で公表いたします。

【報告書のポイントと特徴】・・・（別紙 1）参照

【検討会名簿】・・・（別紙 2）参照

なお、当センターでは、既に安対基準の改訂に着手しており、『外部委託』『FinTech』に関する両有識者検討会報告書での提言内容に基づく改訂を、来年 3 月末を目途に完了させる予定です。

以上

<本件に関する問い合わせ先>

公益財団法人 金融情報システムセンター 企画部 小林、大澤、柴田
(03-5542-6055)

【報告書のポイント】

1. イノベーションとシステムの安全性を両立させるための原則・ルールの提言

わが国金融機関が、FinTech に取り組む中で、システムの安全性を確保しつつも、顧客のニーズに適応しイノベーションの成果を最大限享受しうることを目指し、以下の原則・ルールを提言した。

➤ 同等性の原則

FinTech で目標とされるべき安全対策の効果は、FinTech 企業が加わったからといって増減されることなく、従来のサービスと同等に維持されるべきとする考え方。

➤ 協調の原則

FinTech において適切な安全対策を実施するためには、関係する金融機関、IT ベンダー及び FinTech 企業の3者が、互いに協調することが不可欠とする考え方。

➤ 再配分ルール

イノベーションの成果を享受するために、FinTech 企業の安全対策遂行能力によっては、金融機関等の関係者が、本来 FinTech 企業が実施すべき安全対策を補完することを可能とするルール。

➤ 外部委託基準の準用ルール

FinTech 企業が自ら主導するサービスに、金融機関が API 等を通じてデータの提供・受入れを行う場合には、金融機関は FinTech 企業に対して、従来からある外部委託基準を部分的に準用して統制を行うことを可能とするルール。

2. FinTech に携わる幅広い事業者に向けた意見表明

FinTech 業務に携わる事業者においては、安対基準の適用対象であるか否かに関わらず、本検討会が策定する以下の「金融関連サービスの提供に携わる事業者を対象とした原則」を踏まえたうえで、適切な安全対策が実施されることを期待し、意見表明を行った。

- (1) 金融関連サービスの提供に携わる事業者は、その利用者が安心してサービスを利用できることを目指し、みずからが管理責任を負う情報システムに対して、適切な安全対策を実施する。
- (2) 金融関連サービスの提供に携わる事業者は、安全対策の実施に当たっては、イノベーションの成果が利用者の利便性向上に資するよう留意するとともに、金融機関とその他事業者がそれぞれ独自の優位性を活かせることを目指し、安全対策においても協調が促進されるよう留意する。
- (3) 金融関連サービスの提供に携わる事業者は、互いに協調して安全対策を実施するに際し、FISC 安対基準を含め、安全対策に関して社会的に合意されたルールが形成されるよう努める。

3. 重要な情報システムでクラウドサービスを利用する際のリスク管理策の提言

FinTech ではクラウドサービスが利用される場合が多いことから、従来のクラウド基準に対して補足的検討を行った。具体的には、金融機関におけるクラウドサービスの歴史的意義を明らかにするとともに、クラウドサービス固有の性質（匿名の共同性・情報処理の広域性・技術の先進性）を明確にした。そのうえで、重要な情報システムでクラウドサービスが利用される場合を想定し、以下のリスク管理策を提言した。

【リスク管理策】

- ・統制対象クラウド拠点の把握
- ・監査権等の明記
- ・監査の実施（保証型監査報告書の利用）
- ・監査人等モニタリング人材の配置

4. 「オープン API」における安全対策の在り方の提言

FinTech 企業集団と金融機関集団が、安全対策に関する協議を開始し、総体的な安全性を確保しつつ関係者の負担を最小化することを目指して、両者で協調した取組みが進められていくことを提言した。

5. 今後の安対基準等の改訂の考え方

外部委託検討会及び FinTech 検討会の提言を受けて、以下のような考え方にに基づき、安対基準等のガイドラインの改訂を進める。

- ・リスクベースアプローチを踏まえた基本原則の導入
- ・基本原則に基づいた安対基準の明確化
- ・外部委託等に対する統制基準の拡充

【報告書の特徴】

- 問題を論理的に特定し対策を効果的に導出するため、FinTech をタイプ別に類型化している。
- FinTech に留まらず、FISC が既に行った外部委託検討会の提言（リスクベースアプローチ・IT ガバナンス）から一貫した議論がなされ、広範かつ相互に整合的一体的な形で、金融情報システムに携わる全ての関係者にとって参考となる提言内容となっている。
- FISC が 30 年以上にわたり涵養してきた「関係者が協調し集合的検討を行う土壌」により、多様な関係者が携わる FinTech に関しても、短期間での合意形成が可能となっている。（他国であまり類を見ないこの「土壌」は、今後発生する諸問題に対処していくにあたって有効。）

以上

(別紙2)

「金融機関における FinTech に関する有識者検討会」委員・オブザーバー名簿

(敬称略)

座長	岩原 紳作	早稲田大学 大学院法務研究科 教授
座長代理	淵崎 正弘	株式会社日本総合研究所 代表取締役社長
委員	安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 京都産業大学法務研究科客員教授・ 法教育総合センター長 弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）
	國領 二郎	慶應義塾常任理事、慶應義塾大学総合政策学部教授
	上山 浩	日比谷パーク法律事務所 パートナー弁護士
	田中 秀明	株式会社みずほフィナンシャルグループ IT・システム企画部 システムリスク管理室 室長 (第4回まで)
	持田 恒太郎	株式会社三井住友銀行 システム統括部 システムリスク統括室 室長 (第5回から)
	山田 満	株式会社南都銀行 システム部 部長
	吉本 憲文	住信 SBI ネット銀行株式会社 FinTech 事業企画部長
	真田 博規	住友生命保険相互会社 情報システム部 担当部長
	久井 敏次	東京海上日動火災保険株式会社 理事 IT 企画部長 (第4回まで)
	黒山 康治	東京海上日動火災保険株式会社 IT 企画部 参与 (第5回から)
	植村 元洋	野村ホールディングス株式会社 IT 統括部 次長 兼 IT 管理課長(エグゼクティブディレクター)
	Mark Makdad	一般社団法人 FinTech 協会 理事
	瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード 取締役 Fintech 研究所長
	轟木 博信	株式会社 Liquid 経営管理部長 弁護士
	村上 隆	株式会社NTTデータ 第四金融事業本部 企画部 ビジネス企画担当 シニア・スペシャリスト
	長 稔也	株式会社日立製作所 金融システム営業統括本部 事業企画本部 金融イノベーション推進センタ センタ長

岩田 太地	日本電気株式会社 事業イノベーション戦略本部 FinTech 事業開発室 室長
梅谷 晃宏	アマゾンウェブサービスジャパン株式会社 セキュリティ・アシュアランス本部 本部長 日本・アジア太平洋地域担当
内田 克平	日本マイクロソフト株式会社 クラウド&ソリューションビジネス統括本部 金融インダストリー担当部長 (第2回まで)
平原 邦久	日本マイクロソフト株式会社 金融サービス営業本部 シニアインダストリーマネージャー (第3回から)
荻生 泰之	デロイトトーマツコンサルティング合同会社 執行役員
オブザーバー 神田 潤一	金融庁 総務企画局 企画課 信用制度参事官室 企画官
片寄 早百合	金融庁 検査局 総務課 システムモニタリング長 主任統括検査官
中井 大輔	日本銀行 金融機構局 考査企画課 システム・業務継続グループ企画役
師田 晃彦	経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課長
大森 一顕	総務省 情報通信国際戦略局 参事官 (サイバーセキュリティ戦略担当)